

提 案 理 由

(令和 6 年度関係議案)

議案第 3 号から議案第 10 号まで

議案第 3 号から議案第 10 号までの補正予算議案につきましてご説明申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、それぞれの部門において事業費が確定あるいは確定の見込みとなりましたもののほか、国・県支出金の追加交付に伴い措置するものなどを含め歳入歳出それぞれ 51 億 5,898 万 8,000 円を増額し、予算の総額を 775 億 8,919 万 3,000 円とするものであります。

増額する主なものとしたしましては、総務費では、広島茂浦・市井地区のテレビ放送共同受信施設に不具合が生じていることから、地元管理組合が行う改修工事に対する補助金 747 万 2,000 円を措置するほか、県負担金の追加割当により、地籍調査事業費 8,002 万円を計上いたします。

民生費では、障害者福祉サービス費 5 億 1,000 万円や、後期高齢者医療療養給付費負担金 3,232 万 4,000 円、国民健康保険特別会計繰出金 8,295 万円を増額するほか、令和 5 年度国庫負担金等の確定に伴う返還金として、障害者福祉管理費で 2,385 万 5,000 円、生活保護管理費で 2,098 万 2,000 円を計上いたします。

衛生費では、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金について、令和 5 年度の事業費確定に伴い返還金 9,071 万円を計上いたします。

農林水産業費では、島しょ部におけるイノシシの捕獲頭数の増加に対応するため、有害鳥獣捕獲事業費 743 万円を追加計上いたします。また、県の事業採択追加にあわせ、単独県費補助土地改良事業補助金 3,513 万円を措置いたします。

土木費では、県が国の補助金を活用して事業費を増額することにあわせ、県営街路整備負担金 750 万円を計上いたします。

教育費では、国の臨時特別交付金が交付の見込みとなったことから、中学校屋内運動場空調設備整備事業費 3 億 3,301 万円を前倒して措置するほか、物価高騰により不足が見込まれる学校給食の賄材料費を 1,800 万円追加計上いたします。

また、それぞれの科目において、人事院勧告等により不足する見込みとなった会計年度任用職員の報酬、手当、共済費等について追加措置いたします。

基金積立金としたしましては、各基金に係る運用利子のほか、モーターボート競走事業収入 65 億円のうち、10 億円をモーターボート競走収益基金へ、55 億円を教育文化体育基金へ積み

立ってます。

また、「ふるさと丸亀応援寄附金」等の寄附金を、それぞれご寄附いただいた皆様の意向に応じた基金へ積み立てるため、史跡等整備基金積立金 1 億 1,950 万円、地域福祉基金積立金 6,465 万円、教育文化体育基金積立金 5,900 万円等を計上するほか、アルプスアルパイン株式会社の株式配当金 400 万円を片岡給付型奨学金基金へ、森林環境譲与税を全額森林環境整備基金へ積み立てます。

一方、減額するものとしたしましては、職員給などの人件費、国及び県の事業承認の変更や事業費の確定見込みに伴い、不用と見込まれる額を減額いたします。

これらの事業に対する主な財源更正といたしましては、大型事業に伴う市債の発行を抑制するため、大手町地区公共施設整備基金繰入金 13 億 7,329 万 7,000 円、モーターボート競走収益基金繰入金 6 億 6,660 万 4,000 円、教育文化体育基金繰入金 3 億 7,795 万 2,000 円を追加計上いたします。

このほか、それぞれの事業に係る国・県支出金及び市債などを措置する一方、増収見込みに応じて市税や普通交付税等を追加計上するとともに、財政調整基金等の繰入金や前年度繰越金を調整するものであります。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、国県の事業繰越に伴うものや、事業内容の変更により関係機関との協議に不測の日数を要したものなど、年度内にその支出が終わらない見込みとなる各事業について、それぞれ次年度に繰り越して使用する経費の限度額の総額を 72 億 6,556 万 5,000 円と定めるものであります。

予算第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、小学校及び中学校教師用教科書等購入費を追加するほか、それぞれ後年度に係る債務の負担限度額について、契約内容の確定等により変更を行うものであります。

予算第 4 条の地方債の補正につきましては、各種事業費の変更や各目的基金充当の追加、同意予定額通知等に伴い市債の借入限度額等をそれぞれ更正し、総額を 102 億 2,100 万円とするものであります。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、主な歳出として、職員給などの人件費や通信運搬費等を減額する一方、事業の確定見込みに伴い国民健康保険事業費納付金 4 億 3,807 万 5,000 円を増額するほか、財政調整基金に 5 億 5,000 万 1,000 円を積み立てます。また、主な歳入といたしましては、国民健康保険税を減額する一方、歳出補正に伴う県支出金や一般会計繰入金を更正するほか、前年度繰越金及び基金運用利子を措置し、予算の総額を 132 億 3,677

万 6,000 円とするものであります。

国民健康保険診療所特別会計補正予算につきましては、職員給などに係る人件費の減額にあわせ、国民健康保険特別会計からの繰入金を減額し、予算の総額を 1 億 1,590 万円とするものであります。

駐車場特別会計補正予算につきましては、歳出で、駅前地下駐車場便所改修に係る詳細設計の結果、工事費が増加見込みとなり令和 6 年度での実施を見送ったことから、建設費を 850 万円減額する一方、使用料収入の増加により一般会計繰出金 2,327 万 1,000 円を追加いたします。また、歳入では、建設費の減額に伴い地方債を減額する一方、駐車場使用料 2,105 万円の増額や前年度繰越金を措置し、予算の総額を 1 億 3,117 万 1,000 円とするものであります。

予算第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、指定管理料の確定により変更を行うものであります。

予算第 3 条の地方債の補正につきましては、建設費の減額に伴い借入限度額の変更を行うものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳出において、職員給などに係る人件費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金 3,536 万 3,000 円等を減額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料収入 2,050 万円の減額や一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を措置することで、予算の総額を 19 億 1,273 万 7,000 円とするものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、主な歳出として、事業費の確定見込みに伴い、国民健康保険団体負担金について施設介護サービス給付費 6,500 万円や、介護予防サービス給付費 1,700 万円などを増額する一方、居宅介護サービス給付費 7,000 万円や、特定入所者介護サービス給付費 5,000 万円などを減額いたします。また、歳入では、保険料を追加するほか、国・県支出金や支払基金交付金など特定財源の更正や、各種繰入金の増減などにより財源を調整し、予算の総額を 95 億 5,367 万 2,000 円とするものであります。

介護保険サービス事業特別会計補正予算につきましては、歳出では、事業費の確定見込みに伴い、介護予防サービス計画事業費を減額いたします。また、歳入では、介護予防サービス計画費収入の減額及び一般会計繰入金の増額調整により、予算の総額を 1 億 2,370 万円とするものであります。

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、総売上で増加が見込まれることから、収益的収入であります営業収益の開催収入を 51 億 1,650 万円増額いたします。営業外収益につきましては、受取利息を 1,698 万円増額いたします。

収益的支出であります営業費用の競走実施費については、売上に連動する費用として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、電話投票事務委託料、中央情報処理センターシステム利用料、香川県中部ボートレース事業組合配分金、競走用燃料負担金を合わせて 43 億 3,168 万 2,000 円増額するとともに、光熱水費を 3,300 万円減額し、営業外費用の消費税及び地方消費税については、250 万円増額いたします。

また、資本的支出につきましては、外向発売所新築工事等の事業費の確定に伴い、工事請負費を 7 億 6,980 万円、委託料を 8,200 万円、車両購入費を 300 万円減額するとともに、基金繰入金を 372 万 7,000 円増額いたします。

議案第 11 号

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、総務省の通知を踏まえ、異常な自然災害若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した地域に緊急消防援助隊として又は消防相互応援協定に基づき消防職員を派遣した場合及び国、地方自治体等からの派遣要請に基づき災害応急作業等に従事した場合等における手当を創設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号

丸亀市住宅新築資金等借入金償還準備基金条例の廃止につきましては、住宅新築資金等貸付事業に伴い発行した市債の償還を終え、本基金の設置目的が達成されたことから、本条例及び丸亀市住宅新築資金等借入金償還準備基金を廃止するものであります。

議案第 13 号

丸亀市公園条例の一部改正につきましては、市営川西団地の建替えによる金山児童遊園の再配置により位置を変更したことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 14 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事における南校舎工事完了を受け躯体等の改修数量の増加により、契約金額を増額する必要性が生じたため、2 月 4 日に大建・ヒカリ特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 15 号

業務委託契約の締結につきましては、中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託について、去る 12 月 18 日に公募型プロポーザル方式により

受託候補者の選定をしましたところ、日本電気株式会社四国支社に決定し、業務委託仮契約を 1 月 31 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 16 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館国内製フルコンサートグランドピアノ 1 台の購入について、去る 1 月 15 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社大阪屋 観音寺本店に落札決定し、物品売買仮契約を 1 月 22 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号

市道路線の変更及び認定につきましては、楠見南線は、公衆用道路寄附採納により一部区域が追加されたことから、市道路線の終点を変更するとともに認定するものであります。

上久保団地 1 号線、二丁田団地 1 号線、上久保団地 2 号線、土器町西二丁目団地 1 号線、土器町西一丁目団地 1 号線、東二新田団地 1 号線、地頭団地 2 号線、八幡下団地 1 号線、八幡下団地 2 号線、垂水 119 号線、岡田西新田団地 1 号線、富熊本村団地 1 号線、下法軍寺名団地 1 号線、真時中ノ町団地 1 号線は、公衆用道路寄附採納により新たに丸亀市の管理となった路線を市道として認定するものであります。

下法軍寺名団地 2 号線は、国道 438 号の整備に伴い、分断された市道を再認定するものであります。

本谷 1 号線は、農道として整備された路線を市道として認定するものであります。